

佐賀県告示第三百七十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。

平成二十二年十月二十九日

佐賀県知事 古 川 康

一 名称

北山ダム鳥獣保護区北山ダム特別保護地区

二 区域

北山ダム鳥獣保護区のうち、佐賀市富士町の北山ダムえん堤を起点とした二十一世紀県民の森のサイクリングロードで囲まれた区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

ロ 特別保護地区の指定目的

北山ダム鳥獣保護区は、佐賀市の北端に位置し、脊振・北山県立自然公園区域内の北山ダムを中心とした区域で、豊かな樹林と湖が美しく、ポイントでの湖探索やサイクリング、バードウォッチングなど自然探勝の場として親しまれている。

当該鳥獣保護区の中でも、特に北山湖にはカモ類が飛来し、越冬や繁殖の場として利用されており、また、佐賀県レッドリスト掲載種であるオシドリが飛来が確認されている。

このため、当該区域は、北山ダム鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、特別保護地区に指定し、野生

鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

八 特別保護地区の管理方針

区域界の主な場所に、特別保護地区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。